

令和4年1月14日
令和4年4月28日一部改訂

内閣府地方創生推進室
デジタル庁

令和3年度補正予算
デジタル田園都市国家構想推進交付金
(デジタル実装タイプ TYPE1) の取扱いについて

I. 基本的な考え方

1. デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE1)(以下「本交付金」という。)は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)第3章Ⅲ. 1. (2)「地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」」において、「デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開し、テレワーク、ドローン宅配、自動運転等の更なる推進を図り、デジタルイノベーションを地方から実装」と明記されたことを踏まえ、意欲ある地域によるデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を支援し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現することにより、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献することを目的とする。

具体的には、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業に取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を国が交付金により支援する。

2. デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けては、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用しながら、地域の個性を活かしたサービスの実装に取り組むことが必要であり、本交付金の対象となる事業については、デジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画(以下「デジタル実装タイプ TYPE1 実施計画」という。)を策定するとともに、具体的な重要業績評価指標(以下「KPI」という。)を設定する必要がある。また、KPIの進捗状況について国への報告を行う。

II. 予算額、補助率

予算額：200億円の内数(国費ベース)

補助率：1/2(後掲)

III. 支援対象等

1. 対象者

地方公共団体

(都道府県、市町村(特別区を含む。))又は地方自治法(昭和22年法律第67号)

第 284 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合)

2. 対象事業（申請要件）

以下の①～④の要件を満たすものを対象事業とする。

① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

- 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するための KPI を設定していること。

② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること

- 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること。

③ 他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組であること

- 他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既の実証、導入されているモデルやサービスを当該地域に迅速に横展開するものであること。
- 別添 7 「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ TYPE 1）参考事例集」として、地方公共団体等におけるデジタルを活用した先導的事例を取りまとめており、本交付金の活用にあたって参考としていただきたい。

④ 相互運用性の確保などデジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に向けた検討を開始していること

- 将来的な横展開や地域間・分野間連携に繋がることを期待される、データの相互運用性が確保されている取組を優先して評価。
「4（2）＜付加項目＞①相互運用性の確保」に該当する具体的な取組がある場合にはその内容を、具体的な取組に至っていない場合には今後の検討方針（少なくとも今後検討していく旨）を実施計画に明記していること。

3. 申請上限数、補助率及び交付上限額

① 申請上限数

都道府県：9 事業

市町村：5 事業

- 上記はデジタル実装タイプ TYPE2 及び TYPE3 を含めたデジタル実装タイプ全体での申請上限数を指す。
- 広域連携事業の場合は、連携する地方公共団体それぞれにおいて 1 事業としてカウントされ、上記のそれぞれの申請上限数の枠内で申請可能。

② 補助率及び交付上限額

補助率：1／2

交付上限額：1事業あたり国費1億円（事業費ベース2億円）

4. 評価の視点

(1) 政策目的に対する適合性

<基礎項目>

① 目指す将来像及び課題設定の適切性

- 事業の実施により地域の課題解決や魅力向上が実現されるか。

② KPI 設定の適切性

- 事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するための KPI として、適切なアウトプット指標（活動指標）及びアウトカム指標（成果指標）が設定されているか。
- それぞれの KPI の設定にあたって、以下の視点に留意しているか。
 - ✓ 「客観的な成果」を表す指標であること
 - ✓ 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること
 - ✓ 「妥当な水準」の目標が定められていること

<付加項目>

① 地域独自の創意工夫

- 地域固有の資源等を活用した取組や、他の模範となるような視点を有する取組など、事業に地域独自の創意工夫がみられるか。

(2) 事業の実現・持続可能性

<基礎項目>

① 実装計画の適切性

- 事業実施のプロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か。
- 過大な事業費が計上されておらず、十分な費用対効果が見込まれるか。
- UI・UX の設計などユーザの利便性を高める工夫が明確かつ具体的か

② 運営計画の適切性

- 交付対象事業終了後の事業計画が明確かつ具体的か。
- ランニングコストの見通しや民間資金の活用など資金計画が明確かつ具体的か

<付加項目>

① 相互運用性の確保

- データ連携基盤を活用するなど、地域間連携しやすいようなデータ相互運用性を既に確保しているか
- 将来的な複数分野でのデータの相互連携、利用を考慮して、データ連携により

多数の事業者がサービス提供できる仕組みを有する取組か

(3) 推進体制の実効性

<基礎項目>

① 事業推進体制の実効性

- 事業推進体制における関係者の役割分担が明確にされているか。

② PDCA サイクルの確保

- 事業の進捗管理方法が整備されているとともに、外部からの評価・検証を事業の改善につなげるなど PDCA サイクルを円滑に進めるための仕組みが明確かつ具体的か。

<付加項目>

① 地域等との連携

- 他の地域や他の政策との連携により相乗効果や推進体制の実効性を高める工夫がされているか

5. 審査

審査に当たっては、上記「2. 対象事業（申請要件）」及び「4. 評価の視点」に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。

6. 実施計画

「デジタル実装タイプ TYPE1 実施計画」は、「実装計画」及び「運営計画」からなる。

① 実装計画

本交付金の交付期間内における「デジタル実装タイプ TYPE1 実施計画」を「実装計画」といい、その期間は当該事業年度末までである。

② 運営計画

本交付金の交付対象事業終了後における「デジタル実装タイプ TYPE1 実施計画」を「運営計画」といい、その期間は交付対象事業終了後2か年である。

「実装計画」については当該事業年度終了後、「運営計画」については1か年経過するごとに、取組状況や KPI の進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。

7. 経費

① 対象経費

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサー

ビスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援する。

事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- 実施事業の計画立案・修正等の経費
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）
- マーケティング等経費

② 対象外経費

本交付金は、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。

また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

IV. その他

1. 採択後の交付申請の変更手続について

(1) 「デジタル実装タイプ TYPE1 実施計画」（以下「実施計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。

(2) ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。

- ① 経費の流用（経費項目間の組み換えであって、交付対象事業費（総額）の2割以下もの）

- ② 経費項目の追加（交付対象事業費（総額）の2割以下のもの）
- ③ 経費項目の削除（削除が実施計画に影響を与える可能性がないものに限る）
- ④ 経費の減額
- ⑤ KPI 追加・上方修正
- ⑥ 文言その他記載内容の修正（修正が実施計画に影響を与える可能性がないもの）

(3) (2) の場合にあっては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとする。

2. 地方負担分に対する支援措置

本交付金の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業等の地方負担分）を充てることが可能である。詳細については「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和3年12月27日一部改正）」及び「事務連絡（令和3年12月27日）令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」を参照のこと。

3. その他

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないように、適正な執行に努める必要がある。

4. 問合せ先

本取扱い及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）に関すること

内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）担当
e-mail : digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp
電話 : 03-6257-3889

※不明な点等がある場合には、市町村は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。